

平成 4 年 2 月 24 日  
山梨県  
県土整備部道路管理課  
課長 水口 保一  
電話 055-223-1695(内線 7250)

報道関係者各位

### 国道 300 号の通行規制の緩和について

令和 3 年 8 月 17 日（火）に発生した国道 300 号身延町中ノ倉地内における土砂崩落について、5.9 km の区間で終日全面通行規制を実施しておりましたが、この度、仮復旧工事が進み、下記のとおり規制を緩和します。

●規制内容（予定）

- ・区 間：身延町中ノ倉 百合切トンネル付近 0.6 km（別添、平面図）
- ・日 時：令和 4 年 2 月 28 日（月）15：00～（※）
- ・規制方法：片側交互通行（終日）（大型車通行可）

これにより、不通となっていた本栖湖から下部温泉までの通行が可能となります。

なお、百合切トンネル付近は、復旧工事による片側交互通行となりますが、一日も早い復旧に向けて工事を進めて参りますので、県民並びに関係者の皆様には引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※今後の天候や現場状況により、変わる可能性があります。

国道300号（身延町中ノ倉）平面図

